

別表1（第3条）

会費の徴収基準、払い込みの方法及び納期

1. 会費徴収基準

個人会員	等級	区 分	会 費 金 額	備 考
	1	一 般	10,000(円/年)	
	2	特 別	12,000~30,000(円/年)	理事会決定
	3	特 例	7,000~10,000未満(円/年)	理事会決定
法人会員	等級	区 分 資 本 金 額	会 費 金 額	備 考
	1	300万円以下	12,000(円/年)	
	2	300万円超 500万円以下	13,000(円/年)	
	3	500万円超 1,000万円以下	15,000(円/年)	
	4	1,000万円超 2,000万円以下	18,000(円/年)	
	5	2,000万円超 5,000万円以下	20,000(円/年)	
	6	5,000万円超	25,000~150,000(円/年)	理事会決定
	7	特 例	10,000~150,000(円/年)	理事会決定
定款会員 特別会員	10,000~200,000(円/年)			理事会決定
<p>(1) 個人3等級は、個人で生計を維持する収入が他にある会員、又は、事業規模が著しく零細と認められる会員の会費は年額7,000円を下限として理事会で決定する。</p> <p>(2) 法人7等級の適用が必要と認められる法人の会費は事業規模等を勘案して、年額10,000円を下限として理事会で決定する。</p> <p>(3) 個人会員2等級及び法人会員6等級の会費金額は、事業規模等を勘案して理事会で決定する。</p> <p>(4) 定款会員及び特別会員の会費金額は、事業規模等を勘案して理事会で決定する。</p> <p>(5) 特別会員(共済継続会員)は、年額5,000円とする。</p>				

2. 会費の振込みの方法

金融機関の口座振替により納付するものとする。ただし、振込み及び現金納付もできるものとする。

3. 会費の納期 毎年7月末日までに年間分または
 毎年7月末日までと11月末日までの2回納期

4. 途中加入者

理事会承認後の翌月より、会費徴収基準を基に月割計算する。
但し、月割計算額の100円未満は切捨てる。